

申請日	年 月 日
-----	-------

※	変更月 月
認定年月日	認定区分
※	※
年 月 日	年 月 日

就労 就職・退職・転職・時間
産育休（取得・復帰）・転居
世帯 増・減・その他（ ）

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（新規・変更）

三木町長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る 就学前子ども の氏名等	氏 名 (ふりがな)		生年月日 年 月 日生		性別 男・女	保護者 との続柄
保護者氏名	氏名	既に支給認定を 受けている場合		認定区分 利用時間 (2号・3号のみ)	号 □標準時間 □短時間	
保護者 住所・連絡先	住所					
	自宅 電話		携帯 電話	(続柄：)		
				(続柄：)		

①世帯等の状況（申請する子どもを含むすべての世帯員）

世帯員	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日（和暦）	性別	職業又は 学校名学年	市町村民 税課税の 有無	同居の 同別	障がい の有無	備考
			年 月 日生	男・女		有・無	同・別	有・無	
			年 月 日生	男・女		有・無	同・別	有・無	
			年 月 日生	男・女		有・無	同・別	有・無	
			年 月 日生	男・女		有・無	同・別	有・無	
			年 月 日生	男・女		有・無	同・別	有・無	
			年 月 日生	男・女		有・無	同・別	有・無	
			年 月 日生	男・女		有・無	同・別	有・無	
家庭の状況		□ひとり親世帯等（医療証等のコピー提出）・□生活保護の適用（平成 年 月 日開始）							

祖父母の状況

	続柄	氏 名	生年月日	同居の同別（別居の場合は住所を記入してください）	職業等
父方	祖父		年 月 日生	同・別（ ）	
	祖母		年 月 日生	同・別（ ）	
母方	祖父		年 月 日生	同・別（ ）	
	祖母		年 月 日生	同・別（ ）	

②申請子どもの情報

障がい者手帳の有無	□有（障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳） ・ □無
その他特記事項	

③支給認定の申請及び税情報等の提供に当たっての署名捺印欄

支給認定の申請及び町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯を含む）、世帯情報、町民情報（障害者手帳の交付やひとり親認定など）を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

印

(表面)

保育を希望の場合は裏面に進んでください。

保育を希望する場合のみ記入

④利用を希望する期間

利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
土曜保育希望の有無	希望する ・ 希望しない
利用時間	☐ 標準保育時間（各保育所の保育時間内で最長 11 時間以内） ☐ 短時間保育（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間以内）

⑤保育を必要とする事由にチェック☑し、必要書類を添付してください（複数チェック可）。

保育を必要とする事由	必要提出書類
☐ (1) 就労等 子どもの保護者が仕事をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合や育児休業取得中で入所月の翌月上旬までに復帰する場合	就労証明書（就労者全員） （事業所勤務の場合：事業所の証明、自営業の場合：自営を行っている本人の証明と起業・運営状況のわかる書類） ※育児休業取得中で新規入所する場合は、育休期間が記入された就労証明書
☐ (2) 妊娠・出産（予定日： 年 月 日） 子どもの保護者が出産前後のため、その子どもの保育ができない場合 ※予定日の 6 週間前のかかる月から出産後 8 週のかかる月の末日まで	母子手帳（写） （父母の名前と分娩予定日又は出産日のわかるもの）
☐ (3) 疾病・障がい 子どもの保護者が病気、負傷、心身に障がいがあったりするので、その子どもの保育ができない場合	診断書（保育ができない状況及び治療期間の記載があるもの） 身体障害者手帳（写） 療育手帳（写）など、保育の必要性がわかるもの
☐ (4) 介護等 子どもの保護者が長期にわたり同居の親族等を常時介護等しているため、その子どもの保育ができない場合	診断書（介護を要する程度を記載したもの） 身体障害者手帳（写） 療育手帳（写） 介護保険被保険者証（写）など、 保育の必要性がわかるもの（相談の上、必要書類の提出）
☐ (5) 災害復旧 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっているため、その復旧の間子どもの保育ができない場合	相談の上、必要書類の提出
☐ (6) 就職活動 子どもの保護者が就職活動（起業準備を含む）を行っているため、その子どもの保育ができない場合	就労証明書（就労予定書欄） ハローワークカード（写） ※入所後 2 か月以内に就労、事業所欄に記入された就労証明書を提出
☐ (7) 就学 子どもの保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その子どもの保育ができない場合	在学証明書又は学生証（写） （在学証明書は申請から年度をまたぐ場合：申請時と入所後の 2 回提出）
☐ (8) 虐待・DV 児童虐待を行っている又は再び行われる場合があると認められる場合や配偶者からの暴力によってその子どもの保育ができない場合	相談の上、必要書類の提出
☐ (9) 育児休業（ 年 月 日復帰予定） 育児休業取得時に、既に当該育児休業に係る子ども以外の兄弟姉が保育を利用して継続利用を希望する場合	就労証明書（産休育休期間の記入されたもの） ※産後 8 週のかかる月の末日までに提出。ただし、 <u>当該育児休業に係る子が、満 1 歳に達する前日までの育児休業のみに限る</u>
☐ (10) その他 町長が上記の事項に類すると認める状態にある場合	[]

具体的な状況（必要書類記載事項以外の事由や必要書類記載事項の補足等があれば記入）

[]

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

記入上の注意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、三木町（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その世帯から2人以上の子どもが同時に申請を行う場合は、ひとりの子どもにつき一通申請書を提出してください。

（表面）

- 1 「申請に係る就学前子どもの氏名等」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲み□の欄にはチェックをし、記入してください。

三木町に転入予定の場合、現住所と転入予定住所を記入してください。施設入所（園）の前月10日まで
に転入手続きを終わらせてください（諸事情により遅れる場合は、窓口へご相談ください）。

- 2 ①「世帯等の状況」の欄は、申請する子どもを含む保護者及び同居している親族等の世帯全員について記入するとともに、「性別」及び「市町村民税課税の有無」の欄は4月～8月利用者は前年度、9月～3月利用者は当年度の課税状況を記入してください。継続利用の場合、8月に再算定を行い9月から切り替えになります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく保育料						当年度の市町村民税に基づく保育料					

「同居の同別」「障がいの有無」欄は該当するものを○で囲んでください。「同居の同別」で「別」に○をした場合、備考欄に住所を記入してください。「続柄」の欄は、申請する子どもを本人とし、本人からみた続柄（父母兄弟姉妹）を記入してください。また、「家庭の状況」欄の「ひとり親世帯等」「生活保護の適用」は、該当する□にチェック（☑）してください。祖父母の状況の欄に現在の祖父母の状況を記入してください。

なお、利用料決定のために必要な書類を提出していただく場合があります。

※ 当年1月1日現在、三木町に住民登録がない場合

前にお住まいの市町村で保護者全員の所得課税証明書を発行してもらい、提出してください。単身赴任等で、保護者のいずれかが当年1月1日に三木町に住民登録がない場合も同様に、住所地の所得課税証明書が必要です。6月の町県民税の税額決定後に当年度の所得課税証明書を提出してください。なお、マイナンバーを提供いただければ、所得課税証明書は不要です。

- 3 ②「申請子どもの情報」の「障がい者手帳の有無」の欄は、申請する子どもに係る身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の有無について、該当する□にチェック（☑）してください。手帳等がある場合はそのコピーを添付してください。
- 4 ③「支給認定の申請及び税情報等の提供に当たっての署名捺印欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、申請保護者の署名・捺印をしてください。

（裏面）

- 5 ④「利用を希望する期間」の「利用期間」欄は、小学校就学始期に達するまでの間（保育が必要な事由に該当すると見込まれる期間の範囲内（最長3年間まで）で、施設（事業所）の利用を希望する期間を記入してください。「利用を希望する期間」はあくまで希望であり、認定は提出書類等で判定されます。
- 6 ⑤「保育を必要とする事由等」の欄は表面の①「世帯等の状況」の欄に記入した保護者全員が子どもを保育できない事由を（1）～（9）の該当する全てにチェック（☑）してください。
なお、（1）～（9）以外の場合で子どもを保育できない事由がある場合は「その他」にチェック（☑）し、内容を〔 〕欄に記入してください。

7 ⑤「保育を必要とする事由等」の具体的な状況については、提出書類の事由や事項の補足等を〔 〕欄に記入し、保育を必要とする事由に関する必要書類を添付してください。

- (1) 就労等：通勤時間・経路・手段等。
- (2) 妊娠・出産：出産（予定）日や産前産後の母の状況等。
- (3) 疾病・障がい：傷病名や治療見込期間、障がいの程度等。
- (4) 介護等：介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等。
- (5) 災害復旧：災害の程度・復旧の見込期間等。
- (6) 就職活動：求職活動状況等。
- (7) 就学：就学先・就学期間・就学時間・就学日数等。
- (8) 虐待・DV：香川県子ども女性相談センター・保健師からの相談、役場窓口での相談の場合等。
- (9) 育児休業：育児休業期間・育児休業復帰日等。
- (10) その他は〔 〕欄に具体的な内容を記入。

8 2号認定を受けた子どもの幼稚園利用については、新規に2号認定を受け、利用調整の結果、希望保育所等に入所できない場合、又は既に2号※育児休業取得中で新規入所する場合は、入所月の翌月上旬までに復帰する認定を受けている場合（小規模保育の卒園者が入園、転居により保育所等から転園等）には特例施設型給付を受けて幼稚園を利用することが可能です。いずれの場合も、入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認し、希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられます。なお、両親が共働きであるなど客観的には2号認定を受けられる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、1号認定を受けて幼稚園を利用することになります。いずれの場合にも、預かりニーズについては、一時預かり事業（幼稚園型）を利用することが想定できます。

認定基準表

支給認定区分		区分の説明・保育の必要量	
1号	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	
2号	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	〈標準時間保育〉 各保育所の保育時間内で最長11時間以内
3号	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	〈短時間保育〉 午前8時30分から午後4時30分までの8時間以内の保育

（留意事項）

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所（園）については、

- ・保育の認定事由に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数のため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の認定事由の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご承知ください。

！注意！

保育所利用者は、保育を必要とする事由の変更（転居、転職、退職、育児休業、出産、家族構成の変更等）があった場合、変更のあった月の25日までに必要書類を添付し、変更手続きを行ってください。未申請が確認された場合、保育（2号・3号）の認定が取り消される場合があります。